

平成25年度 第3回 石巻市震災復興推進本部会議要旨

日時：平成25年6月25日（火）

9：15～9：40

会場：庁議室

[報告事項]

1 津波避難タワー整備方針について（総務部防災対策課）

本市の津波避難困難区域において、いち早く津波から市民の安全を確保するため、石巻市地域防災計画に基づき、津波避難タワーの整備を行うための整備方針を定めたもの。

【主な内容】

(1) 目的

津波災害から市民の安全を確保するため、災害時備蓄品倉庫機能を併せ持つ津波避難タワーを整備する。

(2) 整備における基本方針

緊急一時避難所及び津波避難ビルの指定が困難な区域で、石巻市地域防災計画の津波浸水想定に示す津波が発生した場合、浸水の区域外に避難が困難な、一定の条件を満たす区域に整備する。

(3) 整備計画の進め方

整備は、用地確保がなされたものから順次進める。用地の確保は、極力、公有地とし、困難な場合は私有地とする。

(4) 構造基準

津波避難タワーの構造を「津波避難タワー構造基準」として要件を定めた。夏季及び冬季の気温を考慮し、居室型の津波避難タワーとする。

2 高台への津波避難場所整備指針について（総務部防災対策課）

津波災害の「減災」を目指し、身近な高台に津波から避難できる津波避難場所を整備することを目的とした整備方針を定めたもの。

【主な内容】

(1) 避難場所整備

ア 避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては、さらなる避難が可能となるような場所に整備する。

イ 場所により、切土や盛土、整地を行い、安全なスペースを確保する。

(2) 避難路整備

避難者が安全に歩行できるように、手摺や階段の設置を行う。

(3) 安全の確保

夜間でも安全に避難できるように、街路灯や転落防止柵などの設置を行う。

(4) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定の設定に基づき範囲を定める。
(宮城県が設定する「津波浸水想定」が未設定の段階では、東日本大震災の浸水域に基づき定める。)

(5) 避難可能エリア

避難対象地域のうち、各高台津波避難場所の避難目標地点（避難必要のない安全な地域）を起点として原則、半径500mを避難可能エリアとする。

※「津波避難のための施設整備指針（H24.3宮城県）」の徒歩での避難可能距離→ 限界距離500m

(6) 避難想定人数と面積

避難可能エリアの人口の算出に当たっては、東日本大震災前のエリアの人口を利用することとする。また、算出した人数の方すべてが津波避難場所へ避難するとは考えないが、最大値として捉え、津波避難場所の広さを検討する。その際、㎡当たり1名として算出することとする。

※「市町村における津波避難計画策定指針（H13 消防庁）」の避難場所面積→ ㎡当たり1名

3 復興整備計画への掲載事業追加について

(震災復興部復興政策課、同部区画整理課、同部基盤整備課、同部集団移転対策課)

平成25年6月13日に開催された第12回石巻市復興整備協議会において、本市復興整備計画に事業を追加掲載すること等について了承されたもの。

(1) 復興整備計画に新たに追加掲載した復興整備事業

(市街地開発事業)

① 石巻市立町二丁目5番地区第一種市街地再開発事業（H24年度～H26年度）

② 石巻市湊西地区被災市街地復興土地区画整理事業（H25年度～H32年度）

※ 掲載済の「新門脇地区土地区画整理事業」の面積変更についても協議会では了承

(2) 掲載済の事業で、手続の特例措置について了承された事業

(防災集団移転促進事業)

① 8地区の許認可等の特例措置

(桃浦、小網倉浜・清水田浜、給分浜、十八成浜、泊浜、大浜、月浦、羽坂・桑浜)

※ 農地転用、地域森林計画区域の変更、土地利用基本計画の変更、自然公園の開発許可等

(3) 今後の予定

平成25年8月8日 第13回石巻市復興整備協議会

[その他]

1 石巻市プレハブ仮設住宅入居者健康調査結果まとめについて（健康部）

2 復興交付金配分額一覧（第6回配分時点）について（震災復興部）

以 上